

令和5(2023)年度挑戦的研究(萌芽) 研究計画調書作成・記入要領(新規)

研究計画調書は、科研費の交付を申請しようとする者が、公募要領に基づいてあらかじめ当該研究計画に関する内容を記入し、独立行政法人日本学術振興会(以下「日本学術振興会」という。)あてに提出するものであり、日本学術振興会の科学研究費委員会における審査資料となるものである。

については、下記の点に留意した上で、誤りのないように作成すること。

なお、科学研究費委員会における審査の結果、採択された場合には、交付内定の通知が行われ、この通知に基づき交付申請書を提出し、研究計画等が適正と認められた場合に科研費が交付されることになる。

記

- ・この作成・記入要領は、「中区分」で審査する「挑戦的研究(萌芽)」の「新規応募」の研究計画調書作成のための要領である。
- ・研究計画調書の作成に当たっては、公募要領で定めるルールに基づいて、研究代表者が責任を持って作成すること。
- ・審査においては多数の応募研究課題が審査に付されることを考慮し、本文は11ポイント以上(英語の場合は10ポイント以上)の大きさの文字等を使用すること。
- ・研究計画調書は、「Web入力項目」と「添付ファイル項目」から構成される。
- ・各項目のタイトルが必ず頁の先頭に来るようにすること。また、各項目で定められた頁数は超えないこと。なお、各項目の指示に沿って作成をした結果、空白の頁が生じても構わないが、その場合、空白の頁を削除しないこと。
- ・様式上の留意事項については削除すること。また、それ以外の指示書き及び囲み枠は削除しないこと。
- ・英語で作成された研究計画調書も受け付ける。
- ・提出前に、PDFファイルに変換された研究計画調書の内容に不備(文字や図表等の欠落、文字化け等)がないか、必ず確認すること。

I 研究計画調書(Web入力項目)

以下の項目は、「研究計画調書」の「Web入力項目」であり、作成に当たっては、研究代表者が所属する研究機関から付与された「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)」のID・パスワードにより科研費電子申請システム(以下「電子申請システム」という。)にアクセスして直接入力を行うこと。

Web入力項目は、「電子申請システム」によって作成される研究計画調書(PDFファイル)の前半部分(「審査を希望する中区分」「研究代表者氏名」等)及び後半部分(「研究経費とその必要性」「研究費の応募・受入等の状況」)を構成することになる。

Web入力項目に係る作成・入力要領は「令和5(2023)年度研究計画調書(Web入力項目)(基盤研究(B・C)、挑戦的研究(開拓・萌芽)、若手研究)作成・入力要領」(81頁)を参照すること。

○Web入力項目「前半部」

「研究課題情報」

- ・新規・継続区分
- ・中区分
- ・研究代表者氏名
- ・所属研究機関・部局・職
- ・研究課題名

- ・研究の要約
- ・開示希望の有無
- ・研究組織（研究代表者及び研究分担者）

○Web入力項目「後半部」
「研究経費とその必要性」

「研究費の応募・受入等の状況」

II 研究計画調書（添付ファイル項目）

本研究種目では、「研究計画調書（概要版）」を構成する【様式S-42-1】と「研究計画調書（本体）」を構成する【様式S-42-2】の二つの様式を作成する必要がある。

研究代表者は、「研究計画調書（添付ファイル項目）」について、日本学術振興会の科学研究費助成事業ホームページから様式を取得し記入したものを、「電子申請システム」にアクセスして添付すること（5MB以上のファイルは添付不可）。

作成に当たっては、下記の指示及びそれぞれの欄の指示に従うこと。また、様式の余白は、上20mm、下20mm、左25mm、右25mmで設定している。余白の設定を変更すると、審査資料を作成する際、文字等の欠落等のおそれがあるので、設定を変更しないこと。

1. 【様式S-42-1】

・「研究計画調書の概要」欄

研究計画調書に記載している指示に従って記述すること。本研究種目では、本様式と研究計画調書（Web入力項目）の前半部分を合わせた「研究計画調書（概要版）」のみによる事前の選考を行う（応募件数が少ない場合、事前の選考は行わない）。なお、本様式は書面審査の際には参照できないため、本様式と【様式S-42-2】は独立に作成する必要がある。例えば、本様式に載せた図を【様式S-42-2】で引用することはできないため、必要な図はそれぞれに記載すること。

2. 【様式S-42-2】

本様式は、研究計画調書（本体）（PDFファイル）の中間部分に当たる。

(1) 「研究目的及び研究方法、応募者の研究遂行能力」「挑戦的研究としての意義（本研究種目に応募する理由）」欄

研究計画調書に記載している指示に従って記述すること。

なお、「応募者の研究遂行能力」は、研究業績（論文、著書、産業財産権、招待講演等）の詳細を網羅的に記載することを求めるものではない。必要に応じて論文等を挙げる場合には、例えば論文であれば、論文名、著者名、掲載誌名、巻号や頁等、発表年（西暦）といった当該論文が同定できる情報を記入すること。

また、「研究目的及び研究方法、応募者の研究遂行能力」欄等において、全体の研究計画を説明する中で必要に応じて「研究協力者」について記述すること。

(2) 「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄

研究計画調書に記載している指示に従って記述すること。なお、該当しない場合には、「該当なし」と記入すること。

※「研究経費とその必要性」欄、「研究費の応募・受入等の状況」欄の入力に当たっては、「令和

5 (2023)年度研究計画調書 (Web入力項目) (基盤研究 (B・C)、挑戦的研究 (開拓・萌芽)、若手研究) 作成・入力要領」 (81頁)を確認すること。